






【税関の業務】



①安全・安心な社会の実現

旅具通関	外国からの航空機旅客・船舶旅客の手荷物検査業務です。覚醒剤などの不正薬物をはじめ、銃器及び偽ブランド品などを国内に持ち込ませないように密輸の取締りを行います。	
取締	航空機・船舶を利用して覚醒剤などの不正薬物や拳銃、偽ブランド品などを国内に持ち込ませないように、機内・船内検査、張込、検問、空港内巡回、監視艇による海上巡回といった取締業務を行います。	
知的財産	偽ブランド品などの 知的財産 を侵害するおそれのある物品が発見された際の 書類手続 や、知的財産を所有する権利者からの侵害品差し止めに係る相談及び問い合わせなどの対応を行います。	
審理	麻薬・覚醒剤、拳銃などの密輸入や、関税の脱税など、 関税法違反 の犯則調査を行います。適正な通関と貿易秩序を維持するため違反事件の真相を究明し、悪質事犯については検察庁に告発して処罰を求めます。	
国際情報	密輸を防ぐために海外の税関当局と連携し、密輸取締に関連する情報の収集・分析をします。海外で開催される国際会議への参加や、長期海外赴任をして在外公館での情報収集などを行います。	
密輸対策 企画室	X線検査装置をはじめとする効率的な取締を行うための 検査機器 の検証、導入、管理、開発などを行います。	

②適正かつ公平な関税等の徴収

<p>通関</p>	<p>輸出入される貨物について、提出される申告書類の内容が正しいか、法令等の規制を受けるものではないか、書類を精査して判断し、必要に応じて貨物の検査も行います。</p>	
<p>関税額決定のための事務</p>	<p>関税額は国際条約に基づいた統一的なルールにより、課税価格×関税率＝関税額として計算されます。貨物の価格やどの税率が適用になるか検討します。また、輸入者からの問い合わせに対し事前教示を行います。 原産地規則</p>	
<p>事後調査</p>	<p>外国から貨物を輸入した輸入者に対して税務調査を行います。輸入者の会社を訪問して輸入貨物に関する契約書などの取引関係書類や会計帳簿書類を精査し、不適正な申告があれば指導し、是正させます。</p>	
<p>分析</p>	<p>品目分類を決定するための輸入貨物の成分分析、覚醒剤や指定薬物など密輸された不正薬物の確定のための分析を行います。</p> <p>Drカスタム君の税関分析部門紹介 You Tube</p>	
<p>収納</p>	<p>関税・消費税等の徴収、税外収入などに関する事務を行います。また、滞納者に対しては財産調査や差押え、取立て及び徴収といった滞納整理を実施します。</p>	

③貿易の円滑化

AEO	AEO 制度 とは貨物のセキュリティと法令遵守の体制が整備された事業者を税関が認定し、税関手続の簡素化・迅速化等のメリットを得る制度です。民間企業と税関の信頼関係（パートナーシップ）によって国際貿易におけるセキュリティの確保と効率化の双方を実現する取組みです。	
システム	輸出入に関係する行政機関のほか、輸出入者、航空会社、倉庫業者、銀行などが共同で利用する貿易関連システム（NACCS）の安定稼働や税関ネットワーク関連システムの維持・管理などシステムに関する様々な事項の調査、企画等を行います。	
関税技術協力	政府開発援助（ODA）の一環として、開発途上国税関当局からの要請を受けて、研修員の受入れや専門家派遣を実施し専門知識・技術を伝授します。税関手続の調査・簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化、密輸阻止及びテロ対策に貢献しています。	